

まちづくり基本条例推進委員会 会議録

審議会等の 名 称	平成24年度 第1回 瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会 会議
開 催 日 時	平成24年7月27日(金曜日) 午後3時 から 午後5時
開 催 場 所	瑞穂市役所 議員会議室
議 題	・瑞穂市まちづくり基本条例及び推進委員会について ・市の取組みについて
出 席 委 員 欠 席 委 員	<出席委員> 会長 中村 良、副会長 鳥居与記、大池義之、豊田英二、廣瀬彌恵子、古川正敏、眞鍋敏克、若園昭夫 <欠席委員> 加藤 央、棚橋和子、中村美奈、廣瀬英昭
公開の可否 (非公開理由)	可
傍 聴 人 数	1 人
審議の概要	<p>開会</p> <p>委嘱状の交付 【事務局】 前委員の任期は平成24年6月21日までとなっており、今回皆様に新たに委嘱状を交付させていただきます。委員の皆様には本日より2年間お世話になります。</p> <p>会議の開始にあたり、瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会(以後「推進委員会」)12名のうち、4名の委員が本日欠席するとの連絡を受けています。例規によれば委員の過半数の出席により会が成立することとなっており、この会議は成立していることを申し添えます。</p> <p>副市長より各委員へ委嘱状の交付を行った。</p> <p>あいさつ 【副市長】 暑い中、出席いただきありがとうございます。今年はオリンピックもあります。岐阜県では国民体育大会、清流大会が開催され、熱い一年になります。まちづくり基本条例では、国体のような事業を展開する上で、皆様の力を結集したいという思いを持っています。</p> <p>まちづくり基本条例は、他自治体では自治基本条例と言われることもあり、時にはまちの憲法と言われるような条例です。皆様の中には条例の制定に関与</p>

していただいた方もいらっしゃいます。活発なご意見により策定していただいたことを改めてお礼申し上げます。

本日第1回目の会を開催しますが、この会を開催する主旨は、条例を作った後、市民が参画、協働という形でこの条例をいかに活用するかについて、皆様のお知恵をいただきたい。

この条例がどのように動かされていくか、どのようにまちづくりに反映されていくかということをお所高所より見ていただいてご提言をお願いします。初めて委員になられた方もいらっしゃるの、まずは条例を熟知するところから始めていただきたい。

委員自己紹介

各委員が自己紹介を行った。

会長、副会長の選出

会長に中村（良）委員、副会長に鳥居委員が推薦され、承認された。

傍聴者について

傍聴希望者がいたため、傍聴の許可について委員に諮り、異議も無く、傍聴を許可した。

傍聴者1名入場。

瑞穂市まちづくり基本条例及び推進委員会について

【会長】

事務局に説明を求めた。

【事務局】

資料 を用いてまちづくり基本条例ができた経緯や内容、推進委員会の役割について説明した。

【D委員】

推進委員会の公募委員の募集用紙に年2～3回の開催とありましたが、どのような流れ、展開でこの会が開催され、進んでいくのか教えていただきたい。

【会長】

その件は次の議題に関係すると思われるので、次の議題の説明を聞いた上で事務局に回答してもらいます。

市の取組みについて

【会長】

事務局に説明を求めた。

【事務局】

資料 にあるとおり、今後は周知活動として、資料 のパンフレットの更新を行います。このパンフレットは条例制定の際に作成し、職員の研修や、各地区の集会等でも配布してきました。ただ、このパンフレットで伝えきれていない部分があり、更新したいと考えています。

また、条例に関し各課が取り組むこととして、どの事業でどのように市民参画、協働、情報公開、提供を行っていくかを各課からヒアリングを行い、資料のリストのとおり取りまとめました。例えば、この一覧の中で 10 の合併 10 周年記念事業について、合併 10 周年を迎えるにあたり、記念事業を展開しています。その中で来年 5 月 1 日に開催する合併 10 周年記念式典を、市民参画、協働により作り上げたいということで市民から委員を募って実行委員会を作り協議していく予定です。

今後は、このリストの各事業について、年度末を目処に進捗状況の取りまとめを行い、どのように進捗しているかを推進委員会で評価をしていただきたい。そのタイミングでの開催を予定しています。

【会長】

D 委員に先ほどの質問に関し、追加して確認したいことがあるか尋ねた。

【D 委員】

今の説明の中で合併 10 周年記念事業実行委員会の話がありましたが、その実行委員会とこの推進委員会はどのような関係性がありますか。

【事務局】

位置づけは、この推進委員会は、まちづくり基本条例の推進、進捗状況の審議を行うものであり、実行委員会は合併 10 周年記念事業の企画運営を行うものである。

【D 委員】

推進委員会が実行委員会に加わって一緒に何かやるということではないのですか。

【副市長】

まちづくり基本条例の理念を実現するために様々な事業があります。その中の一つが合併 10 周年記念事業である。よって推進委員会の委員に実行委員会へ参加していただき、何かやっていただくというものではありません。

【D 委員】

では、実行委員会がどのように事業を進めるかという報告が推進委員会にあって、それについて審議するという事はないのですか。

【副市長】

そのようなことはなく、この推進委員会は、様々な事業において、例えば、まちづくり基本条例の観点から市民参画の場の提供方法が良かったどうか等、まちづくり基本条例の理念に沿って事業が進んでいるかということについて、審議してもらうものです。

【D 委員】

了解しました。

【会長】

この話は、まちづくり基本条例第21条第3項の部分の話です。

「条例第21条第3項 推進委員会は、市長から諮問される事項のほか、協働のまちづくりの取り組みについて審議及び評価を行い、見直しが必要な場合においては、市長に提案するものとします。」

よって、市から推進委員会に進捗状況の報告があったものについて、より市民参画がしやすい方法がないのか等を市長へ提案することが推進委員会の条例上の位置づけです。

【D委員】

この場で協議する内容について、事前にこうやったらどうかという提案をすることは可能なのですか。

【会長】

この条例の解釈上、市長が諮問したもの以外で委員から諮問に関係しないものが出てきた場合は、この会で審議することは可能ですか。

【副市長】

経緯から説明すると、何故、第21条第3項を設けたかと言いますと、条例案作成の中で推進委員会をどのような位置づけにするか明確にするための担保として設けたものであります。よって、市が様々な事業を展開する中で、推進委員会に進捗状況を報告します。その中でそのことについて様々なご提言をいただき、それを各事業にフィードバックしていきます。

一方、諮問したものの他にも、気づかれるものがあるかもしれません。例えば瑞穂市のまちづくり基本条例と他市の基本条例を比べたときにもっとこうしたほうがいいのではないかという部分があるかも知れませんが、そういうものはご提言いただければと思います。それについては、条例の改正になり、議会の議決が必要になりますので、市としては課題として考え、議会に議案として提示していきます。

【副会長】

まちづくり基本条例は市民が行政に参画していくという内容が強い。市民がまちづくりに参画することが重要であり、自治会活動がまちづくりの基本です。その中心である自治会長に対し、まちづくり基本条例について十分に説明がされていますか。されていないのであれば、推進委員会として説明すべきと意見を言うことが役割なのではありませんか。

【事務局】

自治会連合会に対しては、4月に説明を行っています。

【副市長】

確かに説明はしていますが、自治会長それぞれの認識度は様々であると思われます。そういったことについて、もっと工夫してはどうか等の指摘をいただきたい。他にも様々な団体に説明を行ったが、聞かれた方々がそこまで意識を持って聞いていただけたとは言えません。それを反省し、どういった形で説明をしていけばいいかという検証をなさし、と提言してもらいたいと思います。

【D委員】

私は自治会長も務めており、自治会連合会の中でまちづくり基本条例を自治会連合会が主体的な立場で進めて欲しいと提案させていただいた。そのようなことを推進委員会から各団体へ提案することができますか。

【会長】

推進委員会が提案できるのは市長に対してなので、各団体へ直接はできないと思います。

【D委員】

市長に対し、まちづくり基本条例に沿った提案はできますか。

【会長】

協働のまちづくりの取組みの範囲であれば、それは審議の対象となりますが、あくまでも市長への提案となります。

【J委員】

2点質問します。

1点目は、まちづくり基本条例には、市民、市役所、市議会それぞれの役割が定められていますが、この推進委員会の委員構成を見ると、以前は議員選出の委員がいらっしやったが、今回いらっしやらないのは何故ですか。

2点目は、資料 のリストには120近い事業が掲載してあります。その一つ一つを推進委員会がまちづくり基本条例に沿っているかどうか個別に評価するのですか。またその評価の方法はどうするのですか。

【副市長】

1点目について、地方自治体は二元代表制です。市長には議案提案権があり、議会はそれを審議する立場です。議員が参加した審議会では条例の制定や改正の案をまとめたときに、参加した議員が賛成されたものを、議会において、否決される場合も考えられることから、法律で規定された審議会以外は、入らないということが議会において申し合わせされたためです。

【会長】

2点目の質問について、市としてはどの程度のものを期待しているのですか。

【事務局】

資料 のリストの評価方法について、A B C Dで評価するか、もう少し簡単に矢印で向上、低下、従来どおりといった方法など色々あり、詳細は今後詰めます。

このリストは各課とのヒアリングにより作成したものです。ただ、現在リストに掲載されているものは、今現在協働しているもので、出前講座など情報提供といった市から市民に対しての一方的なものが多いです。このあたりも次回までに精査し内容を詰めるので、このリストをそのまま次回の審議会に出すということではないのでご理解いただきたい。

【副会長】

このリストの取組みの中で、情報提供という項目があります。この情報提供というのは、まちづくり基本条例ができる前から実施しているものもあるのではないですか。推進委員会が進捗状況の評価を行うという位置づけはあまり良くないと思います。まちづくり基本条例は、市民の参画から始めなくてはいいませんが、今の状態は、どうしても行政から市民への働きかけのみが目立ちます。この状態から早く脱却しないといいけません。具体的には、市民からこういうことをやろう、というものが出てこない、市民が主体のまちづくりにはなりません。だから、リストには、市民が主体になって行われている事業を掲載してもらいたいです。

【事務局】

市民と行政が補完的、対等的な関係でまちづくりを進めていかないといけないうことを職員にも共有していきたいです。

【副市長】

情報提供は以前から実施していることではないか、という指摘でしたが、まちづくり基本条例ができたことにより、その度合いを計るものさしができるかと考えています。そのものさしにより今までの事業についても精査をし、その情報提供の方法についても検討しようというものです。市長は、例えば情報提供のあり方についても、数値化をし、それによりそれまでの観念的なものから、他市との比較ができるような情報提供をしてはどうかという話をしています。

市民に対し、意見を言って欲しいと求めても、市民からは市がどのようなことをやっているのか分からない、情報を出して欲しいという意見もあります。だから今まで情報提供を行っていたものでも、評価の対象として審議していただきたい。

【会長】

市は、今までもまちづくり基本条例に沿った事業を行っていますが、その内容がまちづくり基本条例に照らし十分か不十分かということは、評価の対象となると考えます。

これまでの議論を整理すると、1点目は、まちづくり基本条例ができたことを市民に知っていただくこと、そしてどうやって利用していただくかまで含め理解していただくことが大切であるということ。

2点目は、まちづくり基本条例の中身がこのままで良いのかという議論。

3点目は、まちづくり基本条例を活かした行政、議会の動きがなされているかどうかということのチェックについての議論、以上の3点になります。

今回、市から推進委員会に諮られていることで一番大きいものは、まちづくり基本条例の周知の部分です。もう一つは、まちづくり基本条例に沿って行政等が行動しているかどうかチェックして欲しいということであると捉えているがよろしいですか。

【事務局】

会長のご発言のとおり、まず、周知活動とチェックから始めたいです。条例の改定については、まちづくり基本条例の推進を進めていく中で不都合が出た

場合に考えられるので、その場合は推進委員会で議論していただきたい。

【会長】

D委員から質問のあった今後の会議の展開については、市から周知とチェックについて諮られており、それについて年3回程度で審議して欲しいというのが市の考えです。

J委員から質問のあった、リストをどのように評価するかという質問については、推進員会においてどのように評価するかを決めることができると考えます。

【J委員】

3回程度の会議でどの程度の評価ができるのか考えてしまいます。

【副会長】

市民の理解を深めるためには、具体的な方法で実践してもらった方がいいと思います。まちづくり基本条例を市民が聞いたときに、ほとんどの人が理解し難いと思われまので、何故理解が難しいのかということを考えてもらいたいです。

ところで、まちづくり基本条例には、行政手続きについても書かれています。市の行っていることについて、市民が疑問を感じたときに不服申し立てをすることがあると思うが、まちづくり基本条例では具体的なことを定めていません。ある市では「是正請求制度」などを具体的に定めているところがあります。行政手続きについて、是正できる方法をまちづくり基本条例の中で策定することを検討してはどうですか。

【K委員】

評価と情報の提供のあり方について意見があります。以前に新聞で消防団の定員についての記事がありました。瑞穂市は、定員に対し団員数が100%充足しているとの内容でした。数字上それは正しいのですが、実態を見るとそれは正しくありません。実際の消防団を見てみると、会社勤めの方などは、なかなか出席が難しく本当の充足率は5割程度です。

昨年、市内で火事があったときに、ある分団は人数不足で出勤できませんでした。単に定員数だけでなく、実情はこうなっていると踏み込んだ情報の提供をしてもらいたいです。特に瑞穂市は災害に強いまちづくりを進めるとありますが、この問題についてどう考えますか。

【会長】

推進委員会は個々の施策について議論する場ではなく、枠組みについて議論する場です。消防団の問題はその中間に位置しているので取り扱いが難しいと感じます。

【K委員】

総論的な枠組みだけでは分かりにくいので、具体的な話があったほうが市民には分かりやすいのではないのでしょうか。

【会長】

情報の出し方として、どうなのかということは、推進委員会の審議の対象となります。

【副市長】

瑞穂市の消防団もサラリーマン化しており、突発的なものには対応できないときもあります。ただ、地震など長期にわたる災害においては、活動していただけたらと考えています。この新聞記事の情報の提供のあり方については、新聞社の求める内容を答え、それが記事になったので、まちづくり基本条例のいう情報提供のあり方とは少し違うと捉えています。ただ、実態をありのまま伝えるという情報提供のあり方をホームページ等で検討しなさいというご提言はお願いしたいです。

【副会長】

消防団のあり方、決め方についても市民が主体的になって、こう決めていこうという話が出てくると、それはまちづくり基本条例に沿ったものかなと思います。そのような動きが出てくると良いと思います。

【L委員】

このリストの中のものを全て議論することはできないと思いますので、今のように具体的な話があるものなどに絞って議論してはどうでしょうか。

【会長】

今の消防団の話为例にすると、市民の意見を市が聞くための手続き、窓口があるのか、もし無ければ、それを作ってはどうかという提言をするのが、推進委員会の役割です。具体的な個々の施策の中身ではなく、市民が意見を述べる窓口等が確保されているかどうかのチェックは、この条例の理念の中心となります。従来市の議会議員への陳情だけでなく、ちゃんとした窓口が確保されていけば、それが参画になります。

【D委員】

梓組みの審議をするにも、現場、実態をある程度知らないと審議ができないのではないのでしょうか。

【会長】

先ほどから具体例で消防団のことが話題に上がっていますが、例えば、その問題について、どういった形で意見を言うことができるのか、またその意見がどういった形で検討されているのかという、手続き的なことは、具体的な内容を知らなくても審議できるのではないのでしょうか。具体的に消防団がどれだけ大変かということは、議会などで議論していただくことです。まちづくり基本条例の推進委員会の部分の条文を読む限りは、推進委員会の役割は、具体的な内容に踏み込むのではなく、梓組みのことを議論するものだと思います。

【D委員】

ある程度の内容を知った上での審議でなければ、問題提起や提案の意味が無いのではないのでしょうか。

【A委員】

まず、審議会を開催するにあたり、会議を有意義に進めるために事前に資料を送っていただきたいです。

推進委員会は年3回程度の開催とのことなので、このリストの評価方法は、それぞれの項目が、どれだけ進んだかということを半年毎にパーセントや他の表現で示して、評価する方法が良いのではないのでしょうか。

【事務局】

リストの進捗状況は、次回までには内容、実績を精査して提出します。

【A委員】

瑞穂市に住んで40年くらい経つが、未だに変わっていないことがあります。公共下水道が大変遅れており、汚水処理人口普及率が県内42市町村中、下から2番目と遅れており、近隣の北方町は100%、本巣市は79.8%です。(平成22年度末時点)瑞穂市は、そこまで財政難かということそうでもありません。魅力あるまちにするにはインフラが整備されていないと話にならないと思います。整備が進まない原因の一つには議会も関係していると思います。解決するためにスピード感を持ってやってもらいたいです。リストの中にはこれらのことも盛り込んでもらいたいです。

【会長】

まちづくり基本条例に定められた推進委員会の役割は、まちづくり基本条例の取組みについての審議なので、個別の詳しい内容はこの審議会で議論できませんが、その問題を議論する場が設けられていないということであれば、推進委員会が動く必要があります。

【K委員】

推進委員会は年3回程度の開催予定とのことですが、審議の度合いによっては回数を増やすことは可能ですか。

【事務局】

まず、A委員からご意見を頂いた資料の事前配布の件は、今回は委嘱前で配布を差し控えましたが、次回からは事前に配布させていただきます。

また、K委員の会議の開催回数については、必要に応じて開催させていただきます。

【副会長】

行政手続きについて、まちづくり基本条例の第10条に書かれていますが、例えば市の許認可処分に納得いかない市民がいた場合に、何もできません。この条例に絡め、行政手続き制度に関する条例を定めることは可能ですか。

【副市長】

まちづくり基本条例第10条の中には、「市民の権利利益を保護するため、別に定める条例により適切な処分、行政指導及び届出に関する手続きを行います。」とありますが、それに対応する、瑞穂市行政手続条例がすでに定められています。それに以外にも様々な法律が定められていますので、現在の枠組み

で対応は可能です。

【副会長】

多治見市は、あえて是正請求手続条例を作っています。手続きを簡単にする目的で作ったのではないかと考えますが、今の行政手続条例では手続きが難しく利用者がいないのではないのでしょうか。このような制度を作ることを市はどう考えますか。

【会長】

これは、大きなテーマであり、事前に資料を準備しないと難しいのではないのでしょうか。次回以降に持ち越しさせていただきます。

【J委員】

次回以降、このリストの具体的な評価に入っていきと思いますが、次回にある程度進捗状況が入ったものが市から提出され、評価するというところでよろしいのでしょうか。

【会長】

どの段階でどのように評価し、それをどのように評価相手に伝えるかも、推進委員会で審議します。そのルール作りから始めないといけません。

【I委員】

そのルールは今日決めないと、次回に市からリストが出たときに評価ができないのではないのでしょうか。

【会長】

推進委員会にどのようなリストを提出するのは市が定めることであり、そのリストが提出された上で、推進委員会がどのように評価するかを決めます。現時点ではどのようなものが提出されるか分かりません。ただ、次回、市から提出されたものが、分かりにくいものであれば、こんな資料では駄目だということ是可以言えます。

【D委員】

リストにある事業以外にも私たちからこういった事業をやってはどうかと提案したい場合はどうすればいいですか。

【副市長】

進め方として、現在、市が描いているイメージは、このリストには各課からヒアリングしたものを掲載していますが、これらの進捗状況を再度ヒアリングしたものを、推進委員会に提示したいと考えています。今回は、このような細かいリストで細かく報告させていただくのではなく、例えば課単位でまとめるなど、もう少し大きいまとまりのものを提示したいと考えています。ただ、このリストの中で疑問や興味を持たれたものについては、個別にご質問をいただければ、ヒアリング時の資料等を用いて説明させていただきます。評価の方法については、推進委員会で決めていただきたいと思います。そして年度末に結果を報告します。

	<p>【会長】 副市長からは、次回または3回目に話をお聞きした上で中間評価、最終評価を行ってはどうですかというご提案をいただきましたが皆さんどう考えますか。また、こういうことを諮って欲しいというものがあれば、事前に各委員から市に質問をすればできる限りお答えいただいて、推進委員会において評価する形になると思います。</p> <p>【D委員】 先ほど副会長から話があったように、市から提示されるものが行政目線のものばかりなので、市民目線のものを入れてはどうかということ事前に協議が必要です。</p> <p>【会長】 各委員から事務局に対し、事前にこのようなことについて説明を求めたいとの要望があった場合は、対応は可能ですか。</p> <p>【事務局】 企画財政課に個別に問い合わせいただければ、回答できるものは回答させていただきます。</p> <p>【会長】 市の事務量もありますので、質問がある場合は早めに質問していただきたい。</p> <p>閉会 次回の開催日の調整を行い、11月を目処に2回目の会議を開催することを確認し、会長が閉会を宣言した。</p>
事務局 (担当課)	瑞穂市 企画部 企画財政課 TEL 058-327-4128 FAX 058-327-4103 e-mail kikaku@city.mizuho.lg.jp